

一二世紀イングランドにおけるヨーク大司教毒殺事件に関する一考察

苑 田 亜 矢

はじめに

第一節 カンタベリ大司教シオバルドの教皇ハドリアヌス四世宛書翰、およびヘレフォード司教ギルバート・フォ

リオットの教皇ハドリアヌス四世宛書翰の再検討

第二節 悪評手続―悪評に依拠した職権に基づく訴追―と悪評の原因

第三節 悪評手続―雪冤宣誓による証明―と雪冤宣誓の効果

おわりに

## はじめに

ヨークのリッチモンド大助祭オズバートは、ヨーク大司教ウイリアム・フィッツハーバート（在位一一四一—四七年、一一五三—五四年。一一五四年六月八日死去）を毒殺した廉で、同大司教の礼拝堂付司祭たるシンフォリアンによって、イングラント国王ステイーヴン（在位一一三五—五四年）の面前に訴えられた（以下、この事件をヨーク大司教毒殺事件と呼ぶ）。ヨーク大司教毒殺事件については、当該ウイリアムが関わるヨーク大司教選挙について研究したノウルズの論文の最後で、やや詳しく次のように説明されている。少々長いが、引用しておく。但し、今日までの研究の進展の中で、彼が用いた史料には、その作成年が修正されたものがあることから、次の引用文中の幾つかの箇所には、最新の情報をルビで示した。

しばらくして、ミサの時に聖杯に仕込まれた毒によって「ヨーク」大司教を毒殺したとして、大助祭オズバートに対する訴えが提起された。この問題は、ヨーク「大司教」選挙が争われていた時期にあたるミクルマス〔九月二九日〕にウエストミンスターで確かに開催されていた国王評議會の場で、国王ステイーヴンの面前に提起された。「大司教」ウイリアムの礼拝堂付司祭だった告訴人のシンフォリアンという人物は、神判による様々な審判のうちの何れかを受ける用意があると公言した。被告たるオズバートは、自らの無実を主張して、教会裁判所において審理されることを求めた。何らかの決定に至る前に、ステイーヴンが死去した。〔国王〕

ヘンリ二世〔在位一一五四―八九年〕はこの事件を知った。そして、大いなる困難を伴って数年間の後に初めて〔カンタベリ大司教〕シオバルド〔在位一一三八―六一一年〕は、国王の裁判権から〔大司教〕自らの裁判権へとその事件を取り戻すことに成功した。ついに一一五九年に〔カンタベリ〕大司教が審理を開始した時、その事件は全く通例の段階を経た。シンフォリアンは、必要な証人を提出することができなかった。それ故に、オズバートは、彼の兄弟たる三人の大助祭とその他の四人の聖職者が共同雪冤宣誓者 (compurgators) として行動する用意がある場合、宣誓に基づいて悪評 (diapatio) について雪冤する機会を与えられた。如何なる理由であれ、オズバートは満足を与えることができず、ローマへ上訴した。そしてそれからこの事件は、シオバルドのために彼の秘書であるソールズベリのジョンによつて、〔その事件の〕事実を〔教皇〕アレクサンデル三世に知らせるべく書かれた公式な書翰とともに、我々の目の前から消える。<sup>(1)</sup>

ノウルズはこのように述べた後、教皇への上訴状である「公式な書翰」ではないが、この事件と同時代に書かれたソールズベリのジョンの書翰とヘレフォード司教ギルバート・フォリオットの書翰を紹介する。そして、二つの書翰の内容には食い違いがあると、次のように説明する。

ソールズベリのジョンは、およそこの時期に、アレクサンデル(ハドリアヌス四世)に宛てて私的な仕事について書き送っており、彼のその書翰の追伸の中で、次のことを付け加えている。すなわち、誰かが何を語ろうと、オズバートは雪冤に失敗しました、と。この書翰の中にある「誰か (sine) (sine)」が、ヘレフォード司教ギルバート・フォリオットののことを暗に言っていると仮定するのは無理のないことである。彼〔ギルバート〕は、何らかの理由で教皇

に対するオズバートの弁護人に任ぜられていたからである。「ギルバート・」フォリオットは、「上訴状である」シオバルドの書翰を読んで、アレクサンデル(ハドリアヌス四世)に次のように伝えている。すなわち、聖職者が何らかの神判に訴えることは教会法が禁じているということをシンフォリアンは知っていたため、彼「シンフォリアン」は神判に挑む大胆さと国王裁判所に提訴する大胆さとを持っていたのです。と。それ故に、彼「ギルバート」は、教皇に、寛大でいてくれるよう、そして無実の者を守ってくれるよう懇願している。

この後、ノウルズは、ニューバラのウイリアムの歴史書にある記述を取り上げるが、結局のところ、この歴史書においても「ウイリアム・フィッツハーバートの話は……謎を残したまま終わる」と述べている。

以上の説明から読み取ることができる事件の経過を、改めて簡潔に整理しておきたい。ヨーク大司教選挙が争われている一五四年に、国王ステイヴンの裁判所に提訴したシンフォリアンは、審理段階で用いられる証明方法として、神判を引き受ける旨を申し出た。これに対して、被告たるオズバートは、国王裁判所ではなく、教会裁判所における審理を求めた。しかし、その要求は認められず、国王裁判所での審理が続いた。国王裁判所で判決に至る前に、国王ステイヴンが死去し、国王ヘンリ二世が即位した。カントベリ大司教シオバルドは、努力の末に、この事件に対する裁判管轄権を国王裁判所から大司教裁判所へ取り戻した。大司教裁判所において、被告たるオズバートは、雪冤宣誓によって証明するよう求められた。雪冤宣誓の結果については、上訴状は何も語っていない。但し、一方のジョンの書翰では、オズバートは雪冤に失敗したと書いてある、すなわち有罪だと書いてあるのに等しいが、他方のギルバートの書翰では、雪冤宣誓の結果が述べられているわけではないものの、オズバートは「無実の者」と表現されている。

この事件の結末は知られていない。しかし、一一五七年の上訴から問もなく、オズバートが大助祭職を剥奪され、俗人として生涯を終えたという指摘が、幾つかの研究において見られる。<sup>3)</sup> この指摘から推察させられることは、結局、オズバートは、教会裁判所において有罪を宣告されたのではないかということだろう。何故なら、殺人罪ならオズバートには、世俗法上はおそらく生命刑が科されているはずのところ、教会法上の最も重い制裁である聖職身分剥奪が科されていることになるからである。実際、リチャードソンとセールズは、大助祭の罪は否定しがたいように思われると判断している。<sup>4)</sup> オズバートは、犯罪を行なった聖職者と見なされているようである。

さて、この事件は、ヨーク大司教選挙との関係で取り上げられることを除き、従来の研究においては、どのような文脈に位置づけて説明されてきたのだろうか。

この事件は、聖職者を被告とする殺人事件である。この事件のように、犯罪を行なった疑いのある聖職者の事件に対しては、国王と教会との両方の権力が、裁判管轄権を主張していた。この事件の約一〇年後の一一六四年には、国王ヘンリ二世が、「王国の慣習」を成文化したとするクラレンドン法の第三条において、<sup>5)</sup> 犯罪を行なった疑いのある聖職者に対して世俗裁判権の行使を宣言したのに対して、カンタベリ大司教トマス・ベケット（在位一一六一―七〇年）は、聖職者は世俗裁判官の下で裁かれることがないという裁判上の特権（以下、聖職者の特権と表記）を有している等と反論している。国王とカンタベリ大司教との間のこの対立は、ベケット論争とも呼ばれ、厚い研究の歴史がある。こうした事情を踏まえ、ヨーク大司教毒殺事件は、「王国の慣習」たる一一六四年のクラレンドン法第三条や聖職者の特権との関係の中に位置づけて説明されてきた。リチャードソンとセイヤーズ、アレキサンダー、サルトマン、そしてバーローの研究を確認しておこう。

彼らの研究では、ヨーク大司教毒殺事件を例にとり、一一六四年のクラレンドン法第三条の内容が、その年より

前から「王国の慣習」だったかどうかが議論されている。<sup>6</sup>また、この事件と聖職者の特権との関係が、彼らの研究の中で触れられる場合、国王ステイヴン治世下の国王裁判所で、大助祭オズバートが聖職者の特権を主張している点や、国王のステイヴンやヘンリ二世に対して、大司教シオバルドが、（おそらくは、聖職者の特権に基づいて）この事件に対する裁判管轄権を、主張したり、取り戻したりしている点<sup>7</sup>が取り上げられている。<sup>8</sup>さらに、オズバートが後に大助祭職を剥奪された後も俗人として生活を送ったという事実から、オズバートは、聖職者の特権を主張して世俗裁判権を免れることができた犯罪者だとみなされてきたようにも思われる。確かに、この事件は、「王国の慣習」たる一一六四年のクラレンドン法、そして聖職者の特権との関係の中に位置づけて説明できる事件であろう。

しかし、一旦この視点を離れ、ヨーク大司教毒殺事件に関する現存史料を、教会裁判手続や国王裁判手続の証拠方法の観点から丹念に検討し直すなら、この事件には、別の位置づけを与えることも可能であるように思われる。この事件に関する現存史料の中で再検討を要するのは、前述の上訴状（史料A）、ジョンの書翰（史料B）、ギルバートの書翰（史料C）、そしてニューバラのウィリアムの歴史書（史料D）に加え、教皇受任裁判官任命書（史料E）である。<sup>9</sup>本稿では、これらの史料を、教会裁判手続や国王裁判手続の証拠方法の観点から再検討することによって、ヨーク大司教毒殺事件の新たな像を描くとともに、この事件を、一二世紀のイングランドにおける教会裁判手続の歴史の中に位置づけたいと考える。その際、宣誓させた証人に証言させる糾問（特別糾問）を通じて犯罪の実体的事実を探究するというカノン法的糾問手続の特徴が、当時のイングランドの教会裁判所において確認できるかどうかという点にも、言及したい。

第一節 カンタベリ大司教シオバルドの教皇ハドリアヌス四世宛書翰、およびヘレフォード司教ギルバート・

フォリオットの教皇ハドリアヌス四世宛書翰の再検討

一 カンタベリ大司教シオバルドの教皇ハドリアヌス四世宛書翰の再検討

ヨーク大司教毒殺事件の概要を、史料に即して再確認するため、まず、一一五六年にカンタベリ大司教シオバルドが教皇ハドリアヌス四世（在位一一五四―一五九年）に宛てた書翰（史料A）の内容を再検討する。本書翰は、前述の通り、カンタベリ大司教裁判所からローマ教皇庁への上訴状にあたり、事件がカンタベリ大司教裁判所において審理されるまでの概要を、教皇ハドリアヌス四世に伝える内容となっている。

良き記憶にあるヨーク大司教ウィリアムの家人 (familia) たるシンフォリアンという名の或る聖職者 (clericus) が、荘厳なる或る集会において、イングランドの国王ステイーヴンと司教達とバロン達の面前で、ヨークの大助祭オズバートを毒殺の罪で訴えました (impetavit)。その際、前述の大司教は、主の聖餐において大助祭が大司教に飲ませた毒によって殺害されたと、シンフォリアンは述べ、自らは、熱鉄神判か熱湯神判か決闘か或いはそれ以外の審判によって、このことを着実に証明するであろうことを約束しました。しかし、オズバートは罪を極めて揺るぎなく否認して、地位と身分の特権によって自らは俗人の裁判ではなく、教会の裁判にのみ服すると、そして自らはあらゆる点で裁判に備えている状態だと回答しました。したがって、私達と私達の兄弟が抗議し、抵抗したにも拘わらず、この事件は、犯罪の重大さ故に、また、国王が居る所で開始

されたが故に、国王の裁判所に属するのだと述べた国王の手で、私達の王国の慣習に従って (*juxta consuetudinem gentis nostrae*) 実行されるべき訴訟についての保証人が両当事者から立てられたので、争いは、公現祭(一月六日)から八日後(一月一三日)まで延期されました。その間に、私達の主君たる国王へ  
ンリ陛下が国王ステイーヴンを継承しました。そしてその国王の手から、大きな困難を伴って、強力な力で、  
国王と全ての貴顕達の憤怒の状態の中、辛うじて、今や前述の事件を、私達は教会の審理に取り戻しました。  
それ故、度重なる延期が生じたため、必然的に審問 (*questio*) が延期され、原告、すなわちシンフォリア  
ン・は、法とカノンの精緻に従って告訴 (*accusatio*) を成し遂げることができなかつたので、聖なるカノンを  
吟味して、尊敬すべき私達の兄弟であるロンドン司教リチャード、チチエスタ司教ヒラリー、ソールズベリ司  
教ジョスリン、エクセタ司教ロバートとそれ以外の賢明な出席者達の協議のもと、その話は全島に知れ渡つて  
いるという理由で、今や、前述の大助祭に対して、三人の大助祭の手による―そして彼らにその他の四人の助  
祭を加えて―雪冤宣誓を私達は通告しました。そして、私達は前述の雪冤宣誓の日を指定しました。その日が  
差し迫った時、前述の大助祭が私達のもとへやって来て、自分はローマ教会―そこに話はおそらく達していま  
した―の面前で自らの無実を示すことを選ぶと述べ、誰かによって彼を傷つけるために何か決定されることを  
禁ずる使徒の權威によつて、彼と彼のもの全てをあなたの保護のもとに置きました。さらに彼は、自ら公現祭  
〔一月六日〕から八日後〔一月一三日〕にあなたの面前に出頭するであろうことを付け加えました。それ故、  
当然ながら、私達は使徒の威厳に対して敬意を払いつつ、問題の決定をあなた方の神聖さに留保いたします。  
(傍点は筆者による。以下同じ。)

本書翰では、シンフォリアンが、国王ステイーヴンの裁判所へ訴えたところから話が始まる。国王裁判所において、原告たるシンフォリアンは、神判ないし決闘による証明を申し出る。これに対して、被告たるオズバートが、「地位と身分の特権によって自らは俗人の裁判ではなく、教会の裁判にのみ服する」と聖職者の特権を主張して、教会裁判所での審理を求める。しかし、国王は、この事件に対する裁判管轄権を主張し、「王国の慣習」に従って、国王裁判所における訴訟追行の保証が両当事者から得られたので、同裁判所における次の開廷日を指定している。ところが、指定日より前の一一五四年一〇月二五日にステイーヴンが死去し、同年一二月一九日にヘンリが国王として即位する。その後も、国王裁判は遅延を重ねていた。

そして、カンタベリー大司教裁判所での審理が始まる。大司教裁判所では、被告オズバートに対して、大助祭三名と助祭四名とを共同雪冤宣誓者とする雪冤宣誓による証明が命じられる。雪冤宣誓を実行すべき日が指定されるが、その日が来る前にオズバートは教皇庁へ上訴する。そのため、大司教裁判所での審理は停止され、オズバートと彼の財産は教皇の保護下に置かれる。オズバートは、一二五七年一月二三日に、教皇の面前に、出頭する予定である。ここで、注目しておきたいことは、ヘンリ二世治世になり、如何なるきっかけで、カンタベリー大司教裁判所での審理が始まったのが明示されていない点である。誰か原告が訴えたとは書かれていない。しかし、大司教裁判所での審理の開始に関しては、「シンフォリアンは、法とカノンの精緻に従って告訴を成し遂げることができなかったので、聖なるカノンを吟味して……その話は全島に知れ渡っているという理由で……雪冤宣誓を私達は通告しました」と書かれている。この表現を、どのように理解すればよいだろうか。

この点を検討するため、次に、ヘレフォード司教ギルバート・フォリオットの書翰を再検討したい。

## 二 ヘレフォード司教ギルバート・フォリオットの教皇ハドリアヌス四世宛書翰の再検討

ヘレフォード司教ギルバート・フォリオットは、一一五六年に教皇ハドリアヌス四世に宛てて、次のような書翰を發している(史料C)。書翰の内容からは、この書翰が、オズバートが教皇の面前に出頭する予定日の一一五七年一月一三日より前に書かれたものであることが分かる。挨拶文に続いて、以下のように書かれている。

一人ひとりの訴訟に慎重に注意することは裁判官に属することだけでも、しかし、訴訟が、罪にあたる通報(annotatio)のもとで、息子達の無罪に対して向けられている場合は、より特別に注意されるべきです。何故なら、無実の者達の生命と評判とを、彼らの罪を証明することなく攻撃し、彼らを憎悪から生じる悪意によって罰に結びつけようとする者達による邪悪な声と叫び声は、阻止されねばならないからです。確かに、教皇特使であるあなたの主君たるカンタベリ大司教の書翰から、真実の十分な光によって、あなた様が知ることができ、ヨークの大助祭であるオズバートと聖職者のシンフォリアンの間で係争中の訴訟の開始、訴追、そして結末は、上訴によって一時停止させられています。確実に、そして注意深く、私達はこの書翰を吟味しました。そして、その訴訟の全ての事項が同書翰の中で書かれている通りの方法で進行したということを私達ははっきりと証明いたします。もちろん、たとえ彼「シンフォリアン」が、前述のように毒か、それ以外の何らかの罪によって引き起こされた大司教ウィリアムの死について、前述の大助祭を訴えたとしても、彼「シンフォリアン」は、彼「大助祭」に対する登録(inscriptio)の制限を引き受けて、教会裁判官の面前に訴えることを拒否しました。また、死去した「ヨーク」大司教の両親や友人達のうちかくも多くの人々の中で、彼「シンフォリアン」だけが立ち上がり、そして如何なる証言にも基づかない言葉を發した際、彼「シンフォリアン」は、

神の教会がこのような証明を決して認めようとしないうことを知れば知るほど益々安全を期して、前述の大助祭に対して熱い鉄板を〔運ぶことを〕申し出ました。そして、この審判 (judicium) は「教会の」どの裁判官の面前においても適法に遂行され得ないということに彼が気づけば気づくほど益々確信をもって、彼〔シンフォリアン〕は、国王裁判所 (regis audientia) に彼〔大助祭〕を訴えました。証明され得なかつた事柄において、裁判官の心が誰かに対抗する方向へ動かされてはならないので、今述べている大助祭のために私達はあなた様に懇願を申し述べております。それは、彼〔大助祭〕があなた様のもとで怒りを被らないためです。また彼〔大助祭〕を大いなる寛大さが……<sup>12)</sup>。

この書翰で言及されている「カンタベリ大司教の書翰」とは、直前で考察した上訴状（史料A）のことである。ギルバートは、その内容を吟味し、オズバートとシンフォリアンとの間で争われている訴訟の進行については、上訴状に書かれてある通りであると認めている。しかし、ギルバートの書翰は、上訴状よりも丁寧な、訴訟の進行について説明しているように思われる。ギルバートの書翰を読む限り、シンフォリアンは、国王ステイーヴンの裁判所に訴えを提起する前に、教会裁判所で手続を進めようとした形跡が認められるからである。<sup>13)</sup> 根拠となるのは、書翰の後半において、シンフォリアンは、「彼〔大助祭〕に対する登録 (inscriptio) の制限を引き受けて、教会裁判官の面前に訴えることを拒否しました」と書かれている部分とともに、ヨーク大司教の両親や友人達の中で誰も立ち上がらない中、シンフォリアンだけが立ち上がり、「そして如何なる証言にも基づかない言葉を発した際、彼〔シンフォリアン〕は、神の教会がこのような証明を決して認めようとしないうことを知れば知るほど益々安全を期して、前述の大助祭に対して熱い鉄板を〔運ぶことを〕申し出ました」と書かれている部分である。この部分から

推察できることを提示してみたい。

まず、この部分に現れる「登録」とは何だろうか。これは、教会刑事裁判手続の中の告訴手続において、告訴人に要求されるものである。

ヨーク大司教毒殺事件が審理された時期よりも後の時代の教令や公会議決議だが、筆者がかつて触れたことがあるように、一一九九年の教令(XV. 3. 31)と二二五年の第四ラテラノ公会議第八決議の中には、次のように書かれている。

……彼ら〔罪を犯した下位の者達〕に対しては、公然たる犯罪(notorius excessus)については別にして、次の三つの方法で、訴訟が進められ得ます。すなわち、彼らに対する告訴(accusatio)、『告発(denunciatio)』、そして糾問(inquisitio)です。しかし、告訴の前には適法な登録(inscriptio)が行なわれねばならない。如く、告発の前には慈悲深い忠告が、糾問の前には悪評の告知が行なわれねばならないよう、全ての場合に、入念な配慮が与えられねばなりません<sup>[14]</sup>。……。

また、一二〇六年の教令(XV. 1. 17)と同公会議第八決議には、次のよう書かれている。

……聖なる教父達は……上位の者達〔へ〕の告訴(accusatio)は容易に認められてはならないと慎重に定めました。虚偽の告訴(criminatio)だけでなく悪意の告訴に対してもそれ〔配慮〕を通じて罪が閉じられるところの慎重な配慮が与えられている場合は別にして。実際、彼ら〔教父達〕は、上位の者達に対しては、彼ら

が不当に告訴されないように注意することを、しかし他方で、彼らが傲慢に罪を犯すことのないように用心することを欲しました。そして「彼らは」二つの病に相応しい治療方法を手に入れました。すなわち、頭格減少(diminutio capitis)、すなわち身分の剥奪にまで及ぶ犯罪の告訴(accusatio)は、予め適法な登録(inscriptio)がなされなければ、決して認められてはならないと……。

これらの教令および公会議決議は、告訴手続において、虚偽の告訴や悪意による告訴によって誰かが不当に告訴されることがないように、告訴人が「予め適法な登録」を行なうことを要求している。教会裁判所において、告発手続は、糾問手続が一般化するとされる一三世紀より前から用いられていたと言われており、ヨーク大司教毒殺事件時の告訴手続においても、告訴人たるシンフォリアンに「登録」が求められたものと考えられる。しかし、ギルバートの書翰によれば、シンフォリアンは、この「登録」を「拒否」した。何故彼が登録を拒否したのかといえ、告訴手続においては、告訴人が証明を成功させるために、二人以上の証人を提出する必要があつたにも拘わらず、「死去した〔ヨーク〕大司教の両親や友人達のうちかくも多くの人々の中で、彼〔シンフォリアン〕だけが立ち上がり」とあることから推察されるように、シンフォリアンが、二人以上の証人を提出することができないことを自覚したからではないだろうか。また、告訴手続においては、告訴人が証明に失敗した場合は、告訴人が損害賠償の責めを負ったり、誣告の罪で訴えられたり、同害刑に処せられたりするため、これらの危険を避けるためだったのではないだろうか。<sup>16)</sup>

次に、書翰には「神の教会がこのような証明を決して認めようとしなことを知れば知るほど」と書いてあることから、シンフォリアンは、告訴手続を用いる際に、この手続上求められている二人以上の証人を提出できない自

らの証明が、教会裁判所によって認められることはないことを予測していたと推察される。だからこそ、シンフォリアンは、別の手を考えたのではないだろうか。そして、書翰に「益々安全を期して、前述の大助祭に対して熱い鉄板を〔運ぶこと〕を」彼は申し出ました。そして、この審判 (judicium) は〔教会の〕どの裁判官の面前においても適法に遂行され得ないということに彼が気づけば気づくほど益々確信をもって、彼〔シンフォリアン〕は、国王裁判所 (regis audientia) に彼〔大助祭〕を訴えました」とあるように、証人を要しない証明方法である熱鉄神判を用いることができる国王裁判所に、オズバートを訴えたものと考えられる。裁判所を変更した理由は、熱鉄神判は教会裁判所では用いることができない証明方法だからに他ならない。

このような事情を知るギルバートは、書翰の最後で、オズバートを擁護して、この件は、国王ステイヴンの裁判所で取り扱われる前に、教会裁判所で「証明がなされ得なかった事柄」だから、教皇に寛大さを懇願している、ということになるう。

ところで、ソールズベリーのジョンは、一一五六年秋に教皇ハドリアヌス四世宛書翰 (史料B) の追伸において、「ヨーク大助祭オズバートは雪冤に失敗しました。誰かがあなたに何かを告げても、信用しないようにしてください<sup>(17)</sup>」と述べているが、上訴状を見る限り、オズバートがカンタベリー大司教裁判所において共同雪冤宣誓者を伴う雪冤宣誓を実行していないことは、確かなことであろう。ジョンがなぜ「雪冤に失敗」したと述べているのかは、現時点では、なお、明らかではない<sup>(18)</sup>。

なお、ギルバートの書翰の冒頭に書かれている内容については、次節で問題にしたい。

## 第二節 悪評手続―悪評に依拠した職権に基づく訴追―と悪評の原因

### 一 悪評手続―悪評に依拠した職権に基づく訴追―

ギルバートの書翰の冒頭には、「訴訟が、罪にあたる通報のもとで、息子達の無罪に対して向けられている場合は、より特別に注意されるべきです。何故なら、無実の者達の生命と評判とを、彼らの罪を証明することなく攻撃し、彼らを憎悪から生じる悪意によって罰に結びつけようとする者達による邪悪な声と叫び声は、阻止されねばならないからです」と書かれている。阻止されるべき「邪悪な声と叫び声」は、悪意ないし虚偽の告訴や悪意ないし虚偽の悪評を指し、裁判官に対する「罪にあたる通報」は、そうした告訴や悪評による「通報」を意味しているのではないだろうか。ギルバートは、書翰の冒頭において、悪意ないし虚偽の告訴や悪意ないし虚偽の悪評に対して特に注意するよう、裁判官に促しているといってもよいだろう。ギルバートは、したがって、冒頭のこの注意喚起に続く文章で、オズバートを、悪意ないし虚偽の告訴や悪意ないし虚偽の悪評によって苦しめられている無実の者であると書いているかのようにある。

それでは、ヨーク大司教毒殺事件と、悪意ないし虚偽の告訴、或いは悪意ないし虚偽の悪評と、オズバートとは、どのように関係するのだろうか。この点に関して、ヨーク大司教毒殺事件と、悪意ないし虚偽の悪評と、オズバートとを結びつける興味深い情報を提供してくれる史料がある。ニューバラのウィリアムが一二世紀末に書いた歴史書（史料D）である。この歴史書の中で、彼は、ヨーク大司教が死去した頃にヨークの聖堂参事会員で、大司教の家人でもあった人物から聴き取った話を、次のように伝えている。

……彼〔ヨーク大司教ウィリアム〕は、聖霊降臨祭から僅か数日が経った頃、熱に襲われ、その命を奪われる。極めて優しき司祭の死によって、聖職者の間にも俗人の間にも、大きな悲しみが残った。突然の大司教の死の故に、彼が毒によって殺害されたと、多くの人々によって信じられている。そして、彼〔大司教〕の敵対者から遣わされた誰かによって、或いは彼ら〔敵対者〕のために行動する者達によって汚染された聖杯から一口にするのも恐ろしいことだが―死をもたらず飲み物を、命の飲み物と共に彼〔大司教〕は飲み干したのだと、彼ら〔多くの人々〕は主張している。しかし、これは、或る人々の単なる見方である。それにも拘わらず、厚かましくも、その人々は、その見方を、まるで明白な真実であるかのように人々の間に広めた。ついに私は、この風評が広まった時から幾らか経った後、偉大な老齢の人物で、今は病気で死の間際にあるリヴォー修道院の修道士であるが、当時はヨーク教会の聖堂参事会員で、記憶にある大司教の家人だった人物が、宣誓の上、このことについて質問されるべきだと考えた。彼は、次のように決然と答えた。すなわち、これは、誰かによって考案された見方に基づく甚だしい虚偽の作り話であると、その犯行が試みられたと言われている時、彼は実際その場に居て大司教を補佐していたと、そして、最も信頼できる取り巻き達の中の悪意のある誰かが、何らかの方法で、そのような大それたことに着手することはできなかったと。<sup>19)</sup>……。

この記述からは、ヨーク大司教の死に関して「虚偽の」悪評が立っていたということを読み取ることができる。但し、ノウルズも指摘するように、「虚偽の」悪評を立てている張本人がシンフォリアンであるとも、「虚偽の」悪評を立てられている人物がオズバートであるとも、この歴史書には書かれていない。<sup>20)</sup>しかし、誰によってであれ、オズバートが、「虚偽の」悪評を立てられる可能性があった人物の中の一人であったと仮定するなら、前述のギル

パートの書翰冒頭の記述だけでなく、上訴状の記述の内容も、理解しやすくなるように思われる。

上訴状中には、「シンフォリアンは、法とカノンの精緻に従って告訴を成し遂げることができなかつたので、聖なるカノンを吟味して……その話は全島に知れ渡っているという理由で……雪冤宣誓を私達は通告しました」と書かれている。「シンフォリアンは、法とカノンの精緻に従って告訴を成し遂げることができなかつたので」という表現は、シンフォリアンが、カノン法にのっとった告訴手続の要件を満たすことができなかつたという事実を踏まえたものではないだろうか。シンフォリアンが、国王ステイーヴンの裁判所で訴えを提起する前に、教会裁判所に告訴した際、告訴手続の登録を拒否したことがあるという事実を考えれば、大司教シオバルドの裁判所においても、シンフォリアンは告訴手続の要件を満たすことができなかつただろうと推察しても許されるだろう。そう推察できるなら、告訴人がいないのに、大司教裁判所において訴訟手続が開始されていることになる。上訴状には明示されていないものの、この訴訟は、悪評に依拠しながら大司教シオバルドが職権に基づいて訴追することによって、開始されたと考えることができるのではないだろうか。一二世紀の『グラーツィアーヌス教令集』だけでなく、カノン法的著作等の中でも、悪評に依拠した職権に基づく訴追によって開始される手続、いわゆる悪評手続が論じられており、それらの教令集やカノン法的著作等を吟味して（つまり「聖なるカノンを吟味して」、そして悪評に依拠して（つまり「その話は全島に知れ渡っているという理由で」、大司教シオバルドが職権に基づいて訴追したのではないだろうか。ヘルムホルツも、この事件を、当時のイングランドにおいて悪評によって開始された訴訟の一つだと紹介している。<sup>(22)</sup>

ところで、オズバートには、悪評を立てられる原因があつたのだろうか。その原因の一つと考えられ得るヨーク大司教位をめぐる争いについて、以下では、簡単に概観しておきたい。<sup>(23)</sup>

## 二 悪評の原因

ヨーク大司教ウイリアムの在位期間を確認すると分かるように、彼には、一一五三年から死去するまでの間だけでなく、その前の数年間にも、大司教だった期間がある。彼は、一一四一年一月に大司教として選出され、一一四三年に聖別を受け、そして一一四七年に廃位されている。

一一四一年のヨーク大司教選挙に先立つ一一四〇年二月に、前任のヨーク大司教サースタン（在位一一四一—四〇年）が死去すると、次の大司教を誰にするかをめぐって争いが生じた。最終的には、国王ステイーヴンが推す候補者が大司教に選ばれた。当時ヨークの宝物係だったウイリアム・フィッツハーバートである。しかし、この選挙の後も争いは続き、大司教選挙をめぐる問題は教皇インノケンティウス二世（在位一一三〇—四三年）の面前で審理されることになる（以下、この事件をヨーク大司教選挙事件と呼ぶ）。ウイリアムの選出に反対する人々は、一一四二年春に教皇庁へ使節を派遣し、その後の一一四三年三月七日には、教皇庁に上訴する。教皇の面前に現れたのは、ヨークの大助祭ウォルターと聖歌隊長ウイリアムに加え、リヴォー修道院長ウイリアム、ファウンテン修道院長リチャード、キルクハム修道院長ワルデフ、ギスバラ修道院長カスバードといったヨーク司教管内の修道院長達である。<sup>(21)</sup> 被告のウイリアムも出廷している。

上訴人達は、インノケンティウス二世の面前で、宝物係ウイリアムを、三つの罪、すなわち、不貞、シモニア、そして「大司教職の」不法占有の廉で、訴えているようである。<sup>(22)</sup> 結局、この問題についての審理は、教皇受任裁判官任命書に基づいて、当時イングランドにおける教皇特使でもあったウインチェスタ司教ヘンリ（在位一一二九—七一年）と、ヘレフォード司教ロバート（在位一一三一—四八年）とに委任された。<sup>(23)</sup> 一一四三年九月にウインチェスタで開かれた教皇受任裁判において勝訴した宝物係ウイリアムは、一一四三年九月二六日に、教皇特使であった

ウインチェスタ司教ヘンリから聖別を受ける。しかし、裁治権の象徴であるパリウムをウイリアムが教皇から受け取ることができない状況は、一一四三年九月二四日にインノケンティウス二世が死去した後、ケレスティヌス二世（在位一一四三―四四年）、ルキウス二世（在位一一四四―四五年）と在位期間の短い教皇が続く間も同じだった。

次の教皇エウゲニウス三世（在位一一四五―五三年）は、しかし、ローマを訪れた大司教ウイリアムを職停職処分にしただけでなく、その後、改めてヨーク大司教選挙を行なうよう命じた。そして、一一四七年七月二四日の選挙で、ダラム司教等が推すヘンリ・マーダックが大司教として選出されると（在位一一四七―五三年）<sup>(27)</sup>、一一四八年三月に開催されたランス教会会議において、大司教ウイリアムは正式に廃位された。しかし、一一五三年に、ヨーク大司教ヘンリ・マーダックは死去する。<sup>(28)</sup>

これを受けてウイリアム・フィッツハーバートは、ローマを訪れた後、一一五四年五月にパリウムを携えてヨーク司教区に戻り、大司教の地位を回復する。その際、ヨーク大司教選挙が行なわれて、そこでウイリアムが選出されたのかどうかは定かではない。<sup>(29)</sup>

さて、オズバートは、ヨーク大司教サースタンの甥であり、一一二一年ないし一二二八年頃からヨークの大助祭として確認できる人物である。一一四一年のヨーク大司教選挙の際には、ヨークの大助祭ウォルターらとともに、ウイリアム・フィッツハーバートの選出に反対したと言われている。さらにオズバートは、一一五四年にウイリアムがヨーク大司教の地位を回復した際も、この時に教皇特使だったカンタベリ大司教シオバルドに対してウイリアムを訴え、反対の態度をとったとされている。しかし、この訴えの結果が出る前の六月八日に、ヨーク大司教ウイリアムは死去した。このため、オズバート達は、直ちにロジャーを次のヨーク大司教として選出したと言われている。ロジャーがヨーク大司教として聖別されたのは、一一五四年一〇月一〇日のことである。その後、オズバート

が毒殺の廉で訴えられることについては、既に述べた通りである。一一五六年に上訴状が書かれるまでの間に、シンフォリアンは、彼を、教会裁判所へ訴え、国王裁判所へ訴え、そして大司教裁判所に訴えた。

ウィリアムの支持者達によつて悪評を立てられる原因がオズバートにあつたとすれば、その原因の中に、オズバートが、一一四一年の大司教選挙時にウィリアムの選出に反対したこと、一一五四年のウィリアムの大司教位回復時に訴訟を提起したこと、そしてウィリアムの死後には次期大司教の選出に迅速に対応したことが、数え上げられるかもしれない。

### 第三節 悪評手続—雪冤宣誓による証明—と雪冤宣誓の効果

#### 一 悪評手続—雪冤宣誓による証明—

ヨーク大司教毒殺事件の裁判については、カンタベリー大司教は、悪評に依拠して職権に基づく訴追によつて訴訟を開始した後、審理段階においては、雪冤宣誓を証明方法として用いている。上訴状に「前述の大助祭に対して、三人の大助祭の手による—そして彼らにその他の四人の助祭を加えて—雪冤宣誓を私達は通告しました」とあるからである。このカンタベリー大司教裁判所における訴訟手続に関して注意しておきたいのは、職権に基づく訴追に続く証明方法が、糾問（または特別糾問）ではなく、雪冤宣誓だという点である。糾問手続は、悪評手続と同様に、悪評に依拠した職権に基づく訴追によつて訴訟が開始され得る手続だが、悪評手続とは異なり、証明方法には、雪冤宣誓ではなく、悪評がある犯罪の実体的事実について宣誓の上で証人に証言させるといふ糾問（特別糾問）が用いられるところに特徴がある。したがって、ヨーク大司教毒殺事件を審理するカンタベリー大司教裁判所において、

オズバートに対して用いられた訴訟手続は、糾問手続ではなく、悪評手続だったことになる。当時のイギリスにおいて、カノン法的糾問手続は知られていたのだろうか。

悪評手続は、ヨーク大司教毒殺事件とも関係するヨーク大司教選挙事件においてもまた、用いられている。<sup>31</sup>ヨーク大司教選挙事件では、教皇受任裁判が行なわれており、その際に発せられた一四三年三月のウィンチェスタコ教ヘンリ宛の教皇受任裁判官任命書には、冒頭の挨拶文に続いて、次のように書かれている。

私は、以下のことがあなたの兄弟に知られることを望みます。すなわち、ヨーク教会の聖職者達の間で長く問題にされている選挙の不一致のために私達の面前に赴いた彼ら〔ヨーク教会の聖職者達〕を慎重に私達は審理し、両当事者の説明と証人とを、私達の兄弟〔枢機卿〕と共に吟味しました。大助祭ウォルターは、〔ヨーク大司教に選出されたとされるところの〕宝物係ウィリアムの選挙が〔不法〕侵入によって行なわれたと私達の面前で生の声によって主張し、このことが確認されるべく二人の証人を提出しました。その証人達は、次のように主張しました。すなわち、ヨーク伯を通じて、親愛なる私達の息子であり、あなたの兄弟であるイングラント人の国王S〔ステイヴン〕が聖堂参事会長〔セントバーバラのウィリアム。後のグラム司教〕に対して、彼ら〔ヨーク教会の聖職者達〕が、宝物係G〔ウィリアム〕を大司教に受け入れるよう命じたのだと。前述の伯が前述の言葉を王の側に立って聖堂参事会長〔ウィリアム〕に述べたところについて、聖なる教父の教えと教会の慣習とに従って、彼ら〔証人達〕が私達の兄弟達によって慎重に吟味された時、〔証人による証言の〕不一致が生じました。そのため、このことについての彼らの証言は受け入れられるべきではないと、私達と私達の兄弟によって判断されました。従って、司教の選挙は、聖なる教父達の定めに従って、自由で、かつ世俗

権力の如何なる支配もなくなされなければならないのであるから、私達の兄弟達の共通の協議により、次のように私達は判断しました。すなわち、もし、聖堂参事会長（ウイリアム）が、その教会に相応しい二人か三人の人物と共に、聖なる福音書に手を置いて、「前述の〔宝物係〕ウイリアムが特別な命令書や指名によることなしに、参事会のより良い、そしてより健全な部分によって選ばれた」と宣誓するなら、その選挙は独自の効力を持つと。さらに、その地の誰か教会人達が、私達の面前で生の声で、「その管区において、彼〔宝物係ウイリアム〕の好色や不貞についての評判が悪く、彼〔宝物係ウイリアム〕の選挙がシモニアによってなされた」と主張したために、誰かが、彼に対して刑事的に訴えることを欲したなら、彼は、審理され、カノン法の手続によって決定されるべし。さらに、しかし、彼の位階に属する四人の誠実な者達と共にであれば、シモニアと不貞について、聖なる福音書に手を置いて、可能なら、彼〔宝物係ウイリアム〕が雪冤すべし。そして、それらの方向で、私達の任務をあなたが負うのですから、私達はあなたに対してこの書翰をもって次のように明示し、かつ指示します。すなわち、あなたと共に、尊敬すべき私達の兄弟たるヘレフォード司教R〔リチャード〕とその他のその地の教会人が指名されたので、まさにこの事件を、前述の進行に従って、適切な場所と日時に、上訴の言い逃れを許すことなく、解決することを遅らせることがないようにと。しかしもし、ウイリアムの側によって前述のことが満たされたなら、求められた聖霊の恵みにより、彼自身を昇進させ、その教会の司教職に聖別することをあなた方が執り行なうべし。<sup>(32)</sup>

この任命書の記述から、証明方法に關して分かるのは、第一に、ヨーク伯とヨークの聖堂参事会長ウイリアムを通じて国王がヨーク大司教選挙に介入したことにより、自由な選挙が実施されたわけではないという点について、

二人の証人による証明の試みが、成功しなかったということである。二人の証人の証言には矛盾があったため、「このことについての彼らの証言は受け入れられるべきではない」と判断され、第二に、この二人の証人を用いた証明に代わる証明方法が二つ示されているということである。証明方法の一つは、ヨークの聖堂参事会長による宣誓である。彼が、自由な選挙が実施されたことを宣誓するなら、ヨーク大司教選挙は有効だという判決になる。しかし、ヨークの聖堂参事会長による宣誓がない場合、もう一つの証明方法として、被告たる宝物係ウィリアムの好色、不貞、そしてシモニアについての悪評があるなら、四人の共同雪冤宣誓者と共に被告が行なう雪冤宣誓が、許されている。要するに、二人の証人による証言の不一致を補う聖堂参事会長の証言（宣誓）による証明を用いる告訴手続か、被告が共同雪冤宣誓者と共に行なう雪冤宣誓を用いる悪評手続か、いずれかの手続を用いることが、この任命書では認められている。もちろん後者の場合には、職権に基づく訴追が行なわれることが前提とされているであろう。

このように、この教皇受任裁判官任命書には、教皇受任裁判で用いるべき訴訟手続および証明方法についての選択肢が示されていることになるが、その訴訟手続および証明方法の中で注目しておきたいのは、次のことである。それは、悪評に依拠しながら職権に基づいて訴追が行なわれる場合に、証明方法として、糾問（特別糾問）が選択肢として言及されているわけではないということである。当時のイングランドにおいては、カノン法的糾問手続は、まだ知られていなかったのではないだろうか。

同じ状況は、一二世紀後半の一定の時期まで当てはまるのではないかと推察させる史料がある。何故なら、前述の二つの事件とは全く関係ないが、一一六四年九月から一一八一年八月三〇日の間に、ロンドン司教とウスター司教に宛てられた教皇書翰の中には、サラセンのウィリアムを殺害したという悪評に苦しめられているGという聖職

者に、カノン法的雪冤宣誓をさせるべきだという記述が見られ、糾問（特別糾問）には言及がないからである。

この教皇書翰に書かれている宛名は、公刊されている教令集 *Collectio Brugensis* の中ではトレド大司教となっている。しかし、この教皇書翰は、イングランドで作成された教令集やイングランドと関係のある教令集にも収録されており、未公刊のより古い教令集に収録されたヴァージョンでは、宛名がロンドン司教とウスター司教になっているとされている<sup>③</sup>。公刊されている前述の教令集では、第四章の「無実の罪を雪ぐべく課される雪冤について (De Purgatione quae ad purgandum innocentiam indicitur)」の第五法文として、次のように述べられている。

同〔教皇ルキウス三世の〕トレド大司教宛。私達に対して次のことが知らされました。すなわち、サラセンの W と聖職者の G との間で訴訟が始められた時、前述の G は、より多くの人々の証言を集めて、自分の命に関する陰謀が企てられるよう彼〔W〕は力を注いでいたと、決めてかかって主張しました。しかし、前述の W が、同年に、手ひどく傷を負わされて死んでしまったので、同 G が、彼の死亡と傷害との原因であると、少なからぬ人々が信じたのです。そのため、同 G は、このことについて悪評によって苦しんでいるので、私達は、無実の者達が非難されることがないように、或いは罪ある者達が罰せられないままにすることがないように、注意することを欲しつつ……もし前述の G が、あなたの面前で、その後、適法な人々を通じて適法に有罪にされ得ないということになるなら、そしてこのことについて彼〔G〕が公の悪評によって苦しんでいるのなら……あなた は、彼〔G〕に、カノン法的雪冤宣誓を課すべきです。それ〔カノン法的雪冤宣誓〕に彼がもし失敗したなら、或いは、その後、あなたの面前で裁判の命令よって彼が有罪にされ得ることになるなら、彼に対して……祭壇

の職務を永久に停止し、あなたの権威によって教会の聖職を彼から奪うべきです。<sup>34)</sup>

以上から、一二世紀後半の一定の時期までのイングランドにおいては、カノン法的糾問手続はまだ知られておらず、悪評に依拠しながら職権に基づく訴追によって開始されたヨーク大司教毒殺事件の訴訟においても、証明方法としては、当然に、雪冤宣誓が用いられたということになる。

ところで、一六六六年のクラレンドン法によって起訴陪審制が成立した時期のイングランドの教会裁判所におけるカノン法的糾問手続の利用状況を、起訴陪審制成立の要因を解明するために、筆者はかつて検討したことがある。<sup>35)</sup> その際に、一六四四年までのイングランドの教会裁判所においては、悪評に依拠しながら職権に基づいて訴追する手続を利用することができるといった状況であったこと、悪評に依拠しながら訴追した場合には、裁判官が「公の風評の訴追者」を兼ねるといった裁判官の特徴が知られていたということを確認した。しかし、訴追の後、糾問（特別糾問）を通じて犯罪の実体的事実を探究するという証明方法が、当時のイングランドで用いられていたかどうかは、今後検討を要する問題だと述べておいた。この点については、本稿での検討の結果、起訴陪審制が成立した時期のイングランドにおいては、そのような証明方法はまだ知られておらず、知られていた手続は、あくまで悪評手続であり、カノン法的糾問手続ではなかったと言えるのではないだろうか。

## 二 雪冤宣誓の効果―ヨーク大司教毒殺事件の結末―

オズバートがヨーク大司教を毒殺した廉で訴えられた事件についての判決を伝える史料は、伝来していない。したがって、前述した通り、ヨーク大司教毒殺事件の正確な結末は不明である。しかし、オズバートが聖職剥奪され、

俗人として生涯を終えたとの従来の研究による指摘は、オズバートは世俗裁判所において有罪判決を受けて生命刑に処せられたというわけではなく、教会裁判所において有罪判決を受けて聖職を剥奪されたのではないかと推察することを可能にしていた。<sup>(36)</sup>

そのような推察が可能である一方で、本稿におけるヨーク大司教毒殺事件の再検討の結果を踏まえるなら、すなわち、オズバートが「虚偽の」悪評に基づいて訴えられ続けていると見なせるなら、別の見方も排除できないように思われる。その別の見方の手がかりになるのは、一一七五年頃から一一八〇年の教皇アレクサンデル三世（在位一一五九―一八九九年）による教皇受任裁判官任命書（史料E）である。<sup>(37)</sup> オズバートの大助祭職剥奪に関する審理を委任している本任命書の内容から読み取ることができることのうち、主な点を記しておきたい。

オズバートは、教皇アレクサンデル三世の面前で、次のように主張した。自分は、教皇ハドリアヌス四世の面前で雪冤宣誓を行ない（おそらく雪冤宣誓に成功して、無罪宣告を受け）、その宣誓に関する教皇書翰（「証明書」）を得た。ヨーク大司教（ロジャー）は、その書翰を受け取ることも、その内容を聞くことも拒否し、オズバートを破門した。オズバートは、ヨーク教会会議において、その書翰の内容を述べたものの、ヨーク大司教は書翰を実際に見るまではその内容を信じないと主張したため、オズバートはヨーク大司教の使節に書翰を託した。しかし書翰はオズバートに返却されなかった。この間に、オズバートは「有罪判決もなく自白もしていないのに破門され（*ipsūm ..... non convictū aut in aliquo confessū excommunicationi subiectū*）」、「大助祭職を剥奪された（*archidiaconatu ..... privatus*）」。他方、ヨーク大司教は、オズバートは自発的に大助祭職を辞したのだと主張した。これに対して、オズバートは、自分は自発的に辞職してはいないと述べた。そのため、教皇アレクサンデル三世は、オズバートの主張が真実であるかどうかの審理を、教皇受任裁判官に委ねた。そして、まず、ヨーク

大司教に忠告をするよう、次に、ヨーク大司教が忠告に従わないなら、「事の真実を慎重に審問するよう」(i. veritatem diligenter inquiratis) 命じ、「適法な証明 (legitima probatione)」があれば大助祭職をオズバートに回復させるよう、オズバートが証明に成功しなければ、ヨーク大司教を放免するよう、或いは、ヨーク大司教が、本人か代理かにより、出頭しないなら、オズバートに大助祭職を回復させるよう指示した。

オズバートの大助祭職剥奪をめぐる事件に関する教皇受任裁判の判決は現存しない。したがって、この教皇受任裁判官任命書に述べられているオズバートの主張の真偽を確認することはできない。それにも拘わらず、本稿における再検討の結果、オズバートが「虚偽の」悪評から訴えられたのではないかという見解に立つことができるなら、そして、大助祭職剥奪の経緯に関してもオズバートによる主張を認めることができるなら、オズバートは、ヨーク大司教毒殺事件について、教皇ハドリアヌス四世の面前で雪冤宣誓に成功しており、大助祭職はヨーク大司教によって判決にも自白にもよらずに剥奪されていることになる。そうだとするなら、オズバートは、教会裁判所において有罪判決を下されたわけではなく、有罪判決に基づいて聖職を剥奪されたわけではないことになる。

しかし、たとえ、オズバートが、教皇ハドリアヌス四世の面前での雪冤宣誓に成功していたとしても、悪評を知るブリテン島のヨーク大司教管区では、教皇庁での結果は、容易には受け入れられなかったのだらうとも推察できる。雪冤宣誓は、悪評が生じている場所で成功してこそ、評判を回復し得る効果を持ち得たといえよう。<sup>98)</sup>

## おわりに

従来の研究において、ヨーク大司教毒殺事件は、ヨーク大司教選挙事件の文脈で紹介されるとともに、「王国の慣習」としての一六四年のクラレンドン法第三条や聖職者の特権との関係で言及されてきた。そこにおいては、オズバートは、聖職者の特権を主張して世俗裁判権を免れることができた犯罪者とみなされてきたように思われる。しかしながら、教会裁判手続や国王裁判手続の証拠方法に注目しながら、ヨーク大司教毒殺事件に関する現存史料を再検討し、ヨーク大司教選挙事件から、ヨーク大司教毒殺事件、そして大助祭職剥奪事件までの経過を吟味し直した結果、ヨーク大司教毒殺事件の新たな像に結びつく点を抽出することができたのではないかと思われる。

具体的に示すなら、それは、第一に、ヨーク大司教の死去の後ずつと、オズバートは、ヨーク大司教を毒殺したという「虚偽の」悪評に悩まされ続けた可能性があるという点である。オズバートは、教会裁判所、国王裁判所、そして大司教裁判所に訴えられ続けた。その後、教皇ハドリアヌス四世への上訴を試みているところからは、オズバートは、「虚偽の」悪評が広まっているヨーク大司教管区における、或いは「全島に知れ渡っている」とされるブリテン島における審理を避けるため、教皇庁での審理を求めたのではないかと考えられる。しかし、たとえ、オズバートが、教皇ハドリアヌス四世の面前での雪冤宣誓に成功していたとしても、悪評を知るブリテン島のヨーク大司教管区では、教皇庁での結果は、容易には受け入れられなかったものとも考えられる。

第二に、訴訟相手のシンフォリアンの側から見ると、シンフォリアンにとっては、オズバートを裁判にかけて

審理に付し、彼に有罪判決を下してもらえない見込みがあるなら、オズバートを被告とする事件を扱う裁判所は、教会裁判所であっても、国王裁判所であっても、いずれであっても構わなかったのではないかと考えられ得る点である。シンフォリアンは、自らが証明可能な証明方法を採用する裁判所を、粘り強く試し続けたのではないだろうか。また、同じ教会裁判所であっても、手続の類型に従って異なる証明方法を、可能な限り試そうとしたのではないだろうか。ここからは、裁判所の種類を問うことなく、また手続の類型を問うこともなく、自らが利用可能な証拠方法を採用する裁判所の手続を活用して、何としても勝訴しようとする訴訟当事者側の粘り強い態度を、窺い知ることができるよう思われる。シンフォリアンが裁判の効果として求めたものは、生命刑という極刑ではなく、聖職剥奪などによつて、ヨーク教会からオズバートを排除することだったのでなかつたかとも推察される。

この点とも関係することとして、第三に、ヨーク大司教毒殺事件の再検討から判明するのは、当時のイングランドにおいては、裁判権を行使する側である教会権力と国王権力との間で裁判管轄権をめぐる争いがあったということとは言うまでもないが、訴訟当事者の側は、そのような争いによつて裁判管轄権が劃定されていないことを前提として、証明方法の多様性も利用して、教会裁判と国王裁判との両方を、自らの勝利のために活用しようとしていたのではないかと考えられ得る点である。

さらに、以上の点に加え、本稿においては、ヨーク大司教毒殺事件の裁判を、一二世紀のイングランドにおける教会裁判手続の歴史の中に位置づけることもできたと考える。一二世紀半ばのイングランドにおいては、カノン法的糾問手続はまだ知られておらず、悪評に依拠しながら職権に基づく訴追によつて開始されたヨーク大司教毒殺事件の訴訟においても、証明方法としては、当然に、雪冤宣誓が用いられたのではないだろうか。また、起訴陪審制が成立した時期のイングランドで知られていた手続も、あくまで悪評手続であり、カノン法的糾問手続ではなかつ

説  
たと言えるのではないだろうか。

論

- (1) D. Knowles, 'The Case of Saint William of York' *Cambridge Historical Journal*, vol. 5, no. 2, 1936, pp. 162-77, pp. 175-6.
- (2) Knowles, op. cit., p.176.
- (3) R. C. Van Caenegem ed., *English Lawsuits from William I to Richard I*, vol. II, Selden Society, vol. 107, Oxford, 1991 (以下『*English Lawsuits*』略記), no. 520, p. 571; C. Norton, *St William of York*, York, 2006, p. 146. オズバートが大助祭職を剥奪されたという指摘は、おそろく、一一七五年頃から一一八〇年に発せられた教皇アレクサンデル三世の教皇受任裁判官任命書(後述の史料E)にある記述に基づく。また、C. T. Clay, 'Notes on the Early Archdeacons in the Church of York', *The Yorkshire Archaeological Journal*, vol. 36, 1944-7, pp. 269-87, pp. 278-9からは、オズバートが俗人として、そして騎士封保者として人生を終えたことが分かる。
- (4) H. G. Richardson and G. O. Sayles, *The Governance of Medieval England from the Conquest to Magna Carta*, Edinburgh, 1963, p. 291 and n. 6.
- (5) 一一六四年のクラレンドン法については、差し当たり、苑田亜矢「一二世紀イングランドにおける教皇庁への上訴をめぐる一―一一六四年のクラレンドン法第八条および一一七二年のアウランシュの和約の再検討―」『法制史研究』五〇号、二〇〇一年、二三三―二六六頁、特に二三三―二三八頁を参照。また、同法第三条については、苑田亜矢「ベケット論争と二重処罰禁止原則」『法制史研究』六一号、二〇一二年、一一七―一五〇頁も参照。
- (6) Richardson and Sayles, op. cit., pp. 291, 304; J. W. Alexander, 'The Becket Controversy in Recent

- Historiography', *Journal of British Studies*, vol. 9, no. 2, 1970, pp.1-26, pp. 3, 11-2; A. Saltman, *Theobald, Archbishop of Canterbury*, New York, 1969, pp.124-5; F. Barlow, *Thomas Becket*, Berkeley and Los Angeles, 1986, pp. 91-2.
- (7) Saltman, op.cit, p.124.
- (8) Richardson and Sayles, op. cit., pp. 288, 291; Alexander, op. cit., p. 3; Saltman, op. cit., pp.124-5; Barlow, op. cit., pp. 91-2.
- (9) これらの史料は『*English Lawsuits*, no. 520に収録されている。なお、これらの史料の他に、一一五六年一二月頃から一一五七年一月にカンタベリー大司教シオバルドが教皇ハドリアヌス四世に宛てた書翰がある (*English Lawsuits*, no. 520, D, pp. 573-4)。<sup>9</sup>この書翰は、カンタベリー大司教が、大助祭オズバートの事件の審理を、自らの使節が教皇庁に到着するまで延期してつづけるよう教皇に依頼するものであり、本稿においては、再検討の必要性を認めなかった。
- (10) *English Lawsuits*, no.520, A, pp. 571-2 (= W. J. Millor and H. E. Butler ed., *The Letters of John of Salisbury*, vol. I, London etc., 1955 (ズレ'JS)監註), no. 16, pp. 26-7); Clericus quidam de familia Willelmi bonae memoriae Eborac (ensis) archiepiscopi, nomine Simphorianus, in praesentia regis Step (hani) et episcoporum et baronum Angliae in quodam conventu celebri, Osbertum Eborac (ensem) archidiaconum impetivit super crimine veneficii, quo praedictum archiepiscopum dicebat extinctum veneno sibi per archidiaconum in mensa Domini propinato, promittens constanter se hoc ferri candentis aut fermentis aquae aut monomachiae aut alio iudicio probaturum. O (sbertus) vero constantissime crimen infitatus, privilegio dignitatis et ordinis se non laicorum sed ecclesiastico tantum iudicio subiacere, et se illi per omnia paratum stare respondi. Datis ergo ab utrisque

fideiussoribus de lite exequenda iuxta consuetudinem gentis nostrae in manu regis, qui, nobis et fratribus nostris reclamantibus et renitentibus, causam hanc propter atrocitatem criminis et quia, eo praesente, initiata erat, ad forum suum pertinere dicebat, in octavas Epiphaniae dilata est controversia. Interea regi S(tephano) serenissimus dominus noster rex Henricus successit, de cujus manibus vix cum summa difficultate in manu valida cum indignatione regis et omnium procerum, jam dictam causam ad examen ecclesiasticum revocavimus. Cum ergo, interventibus multis dilationibus, quaestio ex necessitate protracta esset, et actor, S(imphorianus) scilicet, secundum subtilitatem legum et canonum accusationem non posset implere, inspectis sacris canonibus, de consilio venerabilium fratrum nostrorum Ric(ardi) Lond(oniensis), Hi(larii) Cicestr(ensis), Jocel(ini) Sar(esberiensis), Rodb(erti) Exon(iensis) episcoporum et aliorum sapientum qui aderant, quia verbum istud per totam insulam divulgabatur, jam dicto archidiacono purgationem indiximus trium manu archidiaconorum, adhibitis secum aliis quattuor diaconis, diem praestandae purgationis praefinientes; qua imminente, accessit ad nos memoratus archidiaconus, dicens se malle innocentiam suam demonstrare in facie ecclesiae Romanae, ad quam verbum forte pervenerat, se et omnia sua vestrae protectioni subiciens, auctoritate apostolica inhiens ne in laesionem eius quippiam ab aliquo statureretur. Adiecit etiam quod in octavis Epiphaniae se vestro conspectui praesentabit. Nos ergo, ut oportuit, apostolicae maiestati deferentes diffinitionem negotii vestrae reservavimus sanctitati.

- (11) ギルバート・フォリオットについては、直江真一・苑田亜矢「マルチブリーケム・ノービース（翻訳と解説）——ロンドン司教ギルバート・フォリオットの一書翰——」『法政研究』第六六卷第三号、一九九九年、一〇八三—一一二九頁、特に一〇

八七一—〇八九頁を参照。

- (21) *English Lawsuits*, no. 520, B, pp. 572-3 (= Z. N. Brooke, A. Morey and C. N. L. Brooke eds., *The Letters and Charters of Gilbert Foliot*, Cambridge, 1967, no. 127, pp. 164-5): Cum spectat ad iudicem singulorum causas diligenter attendere, specialius tamen attendende sunt que in filiorum innocentiam sub annotatione criminis intenduntur. Funeste namque voces et clamose precludende sunt his, qui vitam innocentium persequentes et famam, quorum non probant culpam, hos tamen invidiosa malitia trahere moliantur ad penam. Cause quidem ejus que inter Osbertum Eborac (ensem) archidiaconum et S(ympthorianum) clericum vertit[ur] initium prosecutio et finis appellatione ille suspensus est, quem ex literis legati vestri domni Cant (uariensis) archiepiscopi plena potest veritatis luce sullimitas vestra cognoscere. Has quidem et diligenter inspeximus, et omnes cause articulos in eum processisse modum quo litteris designantur eisdem plane testificamur. Si enim predictum archidiaconum super morte Willelmo archiepiscopo veneno, ut dicebat, illata et quibusdam criminibus aliis impeteret, in ipsum vinculum inscriptionis arripere et coram iudice ecclesiastico agere recusabat; cumque in tanta multitudine parentum et amicorum archiepiscopi defuncti solus ipse staret et nullis fulta testimoniis verba funderet, laminam candentis ferri in predictum archidiaconum eo tutius offerebat quo ecclesiam Dei probationem hujusmodi nullatenus admissuram attendebat. Ipsumque ad regis audientiam eo confidentius provocabat quoad iudicium hoc apud cunctum iudicem de jure celebrare non posse a[d]vertebat. Cumque iudicis animum in eo non oporteat versus quemquam moveri quod non potest ostendi, pro jam dicto archidiacono preces sullimitati vestre porrigimus, ne apud vos incurrat iram quem et multa

論

- (13) この点は、従来の研究においては、指摘されていない。
- (14) 苑田亜矢「一二世紀イングランドにおける教会裁判手続と起訴陪審制の成立」『熊本法学』第一三〇号、二〇一四年、一九五―二四八頁（以下、苑田「起訴陪審」と略記）、二〇七頁。
- (15) 苑田「起訴陪審」二〇八―九頁。
- (16) 告訴手続の説明については、差し当たり、苑田「起訴陪審」二〇四頁を参照。
- (17) *English Lawuits*, no. 520, C, p. 573 (JS, no. 18, p. 30) : Osbertus Eborac (ensis) archidiaconus in purgatione defecti. Quisquis vobis suggesterit aliud, non credatis.
- (18) プールは、教皇宛書翰（史料B）の作成年を一一五九年としており、彼が確定した作成年に同意したモーリーは、同書翰を次のように解釈した。すなわち、ジョンは、教皇アレクサンデル三世宛書翰の中で、したがって教皇アレクサンデル三世に対して、カンタベリ大司教シオバルドの面前ではなく、〔前任の〕教皇ハドリアヌス四世の面前で、オスバートが雪冤宣誓に失敗したことを伝えたのだと。R. L. Poole, 'The Appointment and Deprivation of St. William, Archbishop of York', *The English Historical Review*, vol. 45, no. 178, 1930, pp. 273-81, p. 281; A. Morey, 'Canonist Evidence in the Case of St William of York', *Cambridge Historical Journal*, vol. 10, no. 3, 1952, pp. 352-3, p. 353. じかじかの書翰の作成年おぼろげな解釈は、JS, p.261にせよ正確なわけである。
- (19) *English Lawuits*, no. 520, F, p. 577 (= P. G. Walsh & M. J. Kennedy ed., *William of Newburgh, The History of English Affairs*, Book I, Warminster, 1988, p.112) : paucis post Pentecosten evolutis diebus febre corripitur et rapitur ex hac vita, ingenti tam clericis quam laicis ex mississimi pastoris occasu luctu relicto. Sane propter

inopinatum ejus transitum a multis creditur veneno extinctus, assentibus eum ex sacro calice, per quandam ab adversariis ejus immisum vel pro eis aemulantem infecto, potum mortiferum, quod dictu horrendum est, cum potu vitae hausisse. At hoc mera quorundam opinio est, quam tamen petulantier velut perspicuam veritatem sparserrunt in vulgus. Denique ergo processu temporis, cum fama ista crebresceret, quendam virum magnam et grandævum, Rievallis monasterii monachum, jam valetudinarium et morti vicinum, qui eo tempore Eboracensis ecclesiae canonicus et memorato archiepiscopo familiaris exstiterat, super hoc cum adjurationibus percunctandum putavi. Qui constanter respondit hoc esse mendacissimum conceptae a quibusdam opinionis commentum, se quippe, cum scelus illud attentatum dicitur, praesentem atque archiepiscopo assistentem fuisse, nullo modo malignum quemquam inter circumstantes fidelissimos ad aliquid tale audendum irrepere potuisse.

(20) Knowles, op. cit., pp. 176-7.

(21) R. H. Helmholz, 'The Early History of the Grand Jury and the Canon Law', *The University of Chicago Law Review*, vol. 50, no. 2, 1983, pp. 613-27, p. 618.

(22) Helmholz, op. cit., pp. 618-9. なお「カーネント」は「当該事件の訴訟手続を」「告訴手続だと位置づけよう」。R. C. Van Caenegem, 'Public Prosecution of Crime in Twelfth-Century England' in C. N. L. Brooke, D. E. Luscombe, G. H. Martin and D. Owen eds., *Church and Government in the Middle Ages*, Cambridge, 1976, p. 62. 確か「シンプキリアン」は、当初、告訴手続を用いようとしていた。しかし、結局のところ、告訴手続での追行を彼は断念したと解すべきであらう。

- (23) 以下におけるヨーク大司教位をめぐる争いに関する説明については、Poole, op. cit., pp. 273-81; Knowles, op. cit., pp. 162-77; C. H. Talbot, 'New Documents in the Case of the Saint William of York', *Cambridge Historical Journal*, vol. 10 no. 1, 1950, pp. 1-15; JS, pp. 258-62; C. Norton, op. cit., pp. 124-48を参照。
- (24) Knowles, op. cit., p. 168. ノウルズは、シトー派修道院のリヴォー修道院とファウンテン修道院、およびセントオーガスティン派修道院のキルクハム修道院とギスバラ修道院は、司教選挙に関して定めた一二三九年のラテラノ公会議第二八決議に基づいて、王などの介入を排除した「自由な選挙」を主張していたと考えている。しかし、ベーカーは、ヨーク大司教選挙における対立の原因を、同公会議第二八決議の司教選挙規定や、シトー派およびセントオーガスティン派の修道院の関与には、帰してゐない。D. Baker, 'Viri Religiosi and the York Election Dispute', *Councils and Assemblies*, Cambridge, 1971, pp. 99-100. 同公会議第二八決議は、「司教の死後三ヶ月以上、司教座を空位にしてはならない。司教選挙権は司教座聖堂参事会員〔*canonici de sede episcopali*〕に属する。ただし司教選挙のときに教区の修道士〔*religiosos viros*〕の意向を尊重しなくてはならない。司教には修道士の助言〔*concilium*〕を得て適任者が選出されるべきであり、彼らの同意と承諾なしの選挙は無効である」(関口武彦「第一、第二ラテラノ公会議」『山形大学紀要(社会科学)』第三十五卷第二号、二〇〇五年、九一—一〇頁)と定めている。なお、一二三九年のラテラノ公会議第二八決議の原文については、N. P. Tanner ed., *Decrees of the Ecumenical Councils*, vol.1, London and Washington, 1990, p. 203を参照。司教選挙については、町田實秀「中世における教皇と司教の選挙」『一橋大学研究年報 法学研究』一、一九五七年、一一九〇頁も参照。
- (25) Poole, op. cit., pp. 277-8; Knowles, op. cit., p. 168.
- (26) Knowles, op. cit., pp. 168, 170. 教皇受任裁判官任命書 (W. Holtzmann, *Papsturkunden in England*, 2, II, no. 32,

pp. 176-7) については、本文で後述する。

- (27) 国王が推したヒラリーはヨーク大司教選挙では破れたが、チチェスタ司教職を得た。
- (28) ノウルズは、ヨーク大司教ヘンリ・マーダックが死去する前に、シトー派のクレルヴォー修道院長ネルルドゥスや、その弟子だった教皇エウゲニウスが死去していたことも、強調している。Knowles, op. cit., p. 174.
- (29) Norton, op. cit., pp. 135-6を参照。
- (30) 以下におけるオズバートの説明については、*Fasti Ecclesiae Anglicanae 1066-1300*, vol.6, London, 1999 = <http://www.british-history.ac.uk/fasti-ecclesiae/1066-1300/vol6/pp47-52>; Clay, op. cit., pp. 277-9; Norton, op. cit., pp. 81, 140-2を参照。
- (31) Knowles, op. cit., pp.168, 170を参照。
- (32) Holtzmann, op. cit., 2, II, no. 32, pp. 176-7: *Fraternitati tue notum fieri volumus, quod Eboracensis ecclesie clericos, qui pro discordia electionis inter ipsos diutius agitata nostram adiere presentiam, diligenter audiuimus et utriusque partis rationes et testes una cum fratribus nostris diutius examinauimus. Gualterus siquidem archidiaconus electionem Guillelmi thesaurarii per intrusionem factam esse in presentia nostra uia uoce asseruit et ad hoc comprobandum duos testes produxit, qui asserbant, quod dilectus filius noster S. rex Anglorum, frater tuus, per comitem Eboracensem decano mandauerat, ut G. thesaurarium in archiepiscopum sibi assumerent. Qui cum secundum sanctorum patrum institutionem et ecclesiasticam consuetudinem a fratribus nostris diligenter examinarentur de loco, in quo prefatus comes supradictum uerbum ex parte regis decano dixit, discordes inuenti sunt. Unde uisum est nobis et fratribus nostris, quod eorum testimonium super*

hoc non esset recipiendum. Quia igitur episcoporum electiones secundum sanctorum patrum statuta libere et absque ulla laicalis potestatis dominatione debent fieri, communi fratrum nostrorum consilio iudicauimus, ut, si decanus cum duobus uel tribus idoneis personis ipsius ecclesie tactis sacrosanctis euangelis iurauerit, quod predictus Guillelmus a meliori et saniori parte capituli sine speciali mandato et nominatione ex parte regis de persona sua electus fuerit, ipsa electio proprium robur optineat. Preterea quoniam quidam religiosi uiri illius terre in presentia nostra uia uoce asseruerunt, quod in prouincia illa celebris fama est de ipsius incontinentia et incestu et quod electio eius per symoniam facta est, si quis in personam ipsius criminaliter agere uoluerit, audiatur et canonico ordine diffiniatur, sin autem, cum quattuor honestis personis sui ordinis de symonia et incestu tactis sacrosanctis euangelis si poterit se expurget. Et quoniam in partibus illis uices nostras optines, per presentia scripta tibi mandamus atque precipimus, quatinus assumptis tecum uenerabili fratre nostro R. Herefordensi episcopo et aliis religiosis illius terre causam suam ipsam secundum predictum tenorem congruo loco et tempore absque appellationis subterfugio terminare non differas. Si uero ex parte Guillelmi supradicta fuerint adimpleta, sancti spiritus gratia innocata ipsum promouere et in episcopum ipsius ecclesie consecraturam procures.

(33) M. G. Cheney, *Roger, Bishop of Worcester 1164-1179*, Oxford, 1980, p. 361.

(34) *Collectio Brungensis*, 42, 5, in *Die Canones-Sammlungen zwischen Gratian und Bernhard von Pavia*, ed., by E. Friedberg, 1958, p. 160: Idem Toletano archiep. Significatum est nobis, quod cum inter W. Sarracenum et G. clericum iurgia mota fuissent prefatus G. comminando sub testimonio plurimum presumpsit asserere quod

operam daret ut uitae ipsius ponerentur insidiae. Cum autem idem W. eodem anno atrociter uulneratus diem clausisset extremum nonnulli arbitrati sunt eundem G. ipsius mortis et uulneris causam fuisse. Unde quoniam idem G. super hoc laborat infamia nos providere uolentes ne innocens condemnentur uel nocens maneat impunitus ..... si predictus G. per idoneas coram uobis exinde legitime personas conuinci non poterit et super hoc publica labore infamia ei ..... purgationem canonicam imponatis in qua si defecerit, aut si exinde coram uobis ordine iudiciario conuinci poterit. ipsum ..... a ministerio altaris perpetuo suspendatis et beneficio ecclesiae auctoritate nostra spoliatis.

(35) 苑田「起訴陪審」。

(36) 告訴手続における有罪判決の効果（聖職身分の剥奪）と悪評手続における有罪判決の効果（職務の停止ないし剥奪）の違い（この点については、差し当たり、小川浩三「札問手続は刑事裁判手続か？（一）——中世法学における札問手続の展開」『桐蔭法学』第九巻第一号、二〇〇二年、七頁）が、一二世紀に厳密に使い分けられていたのかは不明である。

(37) 教皇受任裁判官任命書の原文については、*English Lawsuits*, no. 520, E, pp. 574-6を参照。本任命書は教令集に収録されている。E. Schönsteiner, 'Die Collectio Claustroneoburgensis', *Jahrbuch des Stiftes Klosterneuburg*, ii, Vienna and Leipzig, 1909, no. 206, pp. 94-7. Morey, op. cit., pp. 352-3に於けるロメノーを参照。

(38) 雪冤宣誓の機能等については、R. H. Helmholz, 'Crime, Compurgation and the Courts of the Medieval Church', *Law and History Review*, vol. 1, no. 1, 1983, pp. 1-26を参照。

本稿は、平成二五年度から継続中の科学研究費助成事業（科学研究費補助金）基盤研究（C）の課題番号二五三八〇〇一〇による研究成果の一部である。